

JR東海労なごや

2015年3月19日 No. 1029
JR東海労名古屋地方本部
発行者： 山田 哲也
編集者： 教宣部

三労委の闘いをさらに強化しよう！

組合掲示板設置の闘いを展開！

地本は、会社が三重地区の職場の東海労の掲示板を全て撤去したことは、東海労運動の弱体化を狙った攻撃であり、不当労働行為であるとして、三重県労働委員会に救済の申し立てを行い、今日まで闘いを継続してきました。

労働組合にとって掲示板は必要だ！

私たちは、三労委の闘いをさらに強化し、掲示板を設置するために2015年春の闘いの一つとして、一人職場においても組合掲示板は必要であり設置せよとして、現場長に組合掲示板設置を求める闘いを展開してきました。

労働協約にもない組合掲示板設置基準に固執する会社！

今回の闘いに対して、会社は本部の団体交渉後に「組合掲示板の設置基準は協約で組合員5名以上の職場としている」「協約締結期間中に取り扱いを変えることはない」と伝えてきました。労働協約の何処に許可基準が記載されているのでしょうか。5名でなければ設置できないと何処に明記してあるんでしょうか。その証拠を明らかにすべきではないでしょうか。

他労組組合員に東海労の主張が伝わったら困る？

ある職場でも東海労の掲示板が撤去されました。撤去以降、他労組組合員から「東海労の掲示を見ることができなくなり残念だ」「東海労の取り組みがよく分かったのに」などの声が出ています。会社は、今でも東海労の掲示物を勝手に撤去しています。三重地区から掲示板を撤去したり、一人職場に掲示板を設置しないとした会社の姿勢は、東海労の主張が広く他労組組合員に広がることへの危機感の現れではないでしょうか。

会社は、直ちに掲示板を設置せよ！